



改正後			改正前				
別表第1(第22条の2関係)			別表第1(第22条の2関係)				
使用料区分	排除汚水量		使用料(月額)	使用料区分	排除汚水量		使用料(月額)
基本使用料	10立方メートルまで		1,364円	基本使用料	10立方メートルまで		1,240円
超過使用料	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき	162円	超過使用料	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき	148円
	50立方メートルを超える場合		166円		50立方メートルを超える場合		158円
<p>公衆浴場汚水(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に定める公衆浴場から排除される汚水)は、前記にかかわらず排除汚水量1立方メートルにつき71円とする。</p>			<p>公衆浴場汚水(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に定める公衆浴場から排除される汚水)は、前記にかかわらず排除汚水量1立方メートルにつき65円とする。</p>				

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行し、この条例による改正後の三朝町公共下水道条例別表第1の規定は、平成16年5月使用分としての算定に係る使用料から適用し、同月使用分前の分としての算定に係る使用料については、なお従前の例による。